

令和6年度「ライフ・イン・ハーモニー（LIFE IN HARMONY）推進月間」 実施基本方針

1 趣旨

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」に基づき、法務省においては、外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進することを目的として、令和6年から毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー（LIFE IN HARMONY）推進月間」（以下「推進月間」という。）と定め、同期間を中心に、共生社会の実現に向けた意識醸成のための啓発活動を実施していくこととしている。

令和6年度においても、前年度の実施状況等を踏まえ、更なる内容の充実を図り、以下のとおり実施することとする。

2 推進月間の名称

ライフ・イン・ハーモニー（LIFE IN HARMONY）推進月間

3 推進月間の実施期間

令和7年1月1日から同年1月31日まで

4 主唱者

法務省、出入国在留管理庁

5 実施体制

法務省をはじめ、内閣府、こども家庭庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省その他の外国人との共生社会を推進する関係府省庁が協力して実施する。

また、地方公共団体、各国大使館等、関係機関・団体等に対しても協力を呼びかけ、全国的な運動の展開を図る。

6 重点事項

外国人を含む全ての人々が、共に社会をつくっていくことの意義等について理解することは共生社会の基盤を整備するために重要であることから、次の点を重点事項として啓発を図ることとする。

- (1) 日頃から外国人との共生に関わっている方だけでなく、普段、外国人との共生に関心がない方も含め、より多くの日本人及び外国人に共生社会に対する関心を持ってもらうこと。

- (2) 外国人を含む全ての人が、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めること。その上で、自発的に共生社会の実現を目指す意識を醸成していくこと。

7 実施内容

- (1) 中央イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル (ALL TOGETHER FESTIVAL)」の開催

推進月間の中央イベントとして、令和7年1月19日(日)、東京都(お台場)において、「オール・トゥギャザー・フェスティバル (ALL TOGETHER FESTIVAL)」(以下「フェスティバル」という。)を開催し、他者との交流や各種体験等を通して、外国人との共生社会の実現について日本人及び在留外国人の理解促進を図る。

フェスティバルは、法務省が主催し、関係府省庁等と連携して開催することとする。

- (2) 外国人との共生に関する出前講座の実施

推進月間の実施期間中に、主として小中高生等を対象とした意識啓発と理解の促進のための出前講座を実施する。

- (3) 共生社会の実現について知ってもらう又は関心を持ってもらうための積極的な情報発信

法務省及び関係府省庁(地方支分部局を含む。)において、管轄地域の地方公共団体、関係機関・団体等の協力も得ながら、ポスターやリーフレットの配布に加え、雑誌、ホームページ、SNS等を活用し、推進月間の意義等に係る積極的な情報発信を全国において実施するとともに、効果的な情報発信について検討を行う。

また、地方出入国在留管理局においては、地方公共団体等の関係機関から、外国人との共生に関するイベントとの連携等の申し出があった場合は、可能な範囲で連携・協力し、周知・広報につなげるよう取り組む。

- (4) 日常的な活動の場の活用

法務省及び関係府省庁(地方支分部局を含む。)において、管轄地域の地方公共団体、関係機関・団体等にも協力を求め、それぞれの日常的な活動の場所や機会(特に、外国人との共生、多文化共生、外国人支援等に係る会議、説明会、セミナー、各種相談等の場)を積極的に活用し、推進月間の意義等を周知するとともに意識啓発を図る。